

種目	品目	性能	対象者			基準額	耐用年数	備考		
			障がいの種別及び程度 ※その他要件		年齢					
介護・訓練支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢障がい 体幹機能障がい	2級以上	学齢児以上	154,000	8年	※介護優先 訓練用ベッドを含む		
	特殊マット	次のような機能を有するもの (1)褥そうの防止 (2)失禁等による汚染または損耗の防止(ビニール等で加工したものを含む)	常時介護を必要とする者	下肢障がい 体幹機能障がい	1級	18歳以上	46,000	5年	※介護優先	
			寝たきりの状態にある難病患者等			—				
			下肢障がい 体幹機能障がい		2級以上	18歳未満				
			療育手帳		A判定	3歳以上				
	特殊尿器	尿が自動的に吸収されるもので、障がい者及び難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	常時介護を必要とする者	下肢障がい 体幹機能障がい	1級	学齢児以上	67,000	5年	※介護優先	
			自力で排尿できない難病患者等			—				
	入浴担架	担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	入浴に介助を要する者	下肢障がい 体幹機能障がい	2級以上	3歳以上	82,400	5年		
体位変換器	介助者が障がい者及び難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下着交換などに介助を要する者	下肢障がい 体幹機能障がい	2級以上	学齢児以上	15,000	5年	※介護優先		
			寝たきりの状態にある難病患者等						—	
移動用リフト	介助者が障がい者及び難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	下肢障がい 体幹機能障がい	2級以上	3歳以上	159,000	4年	※介護優先			
		下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等						—		
訓練いす	原則として附属のテーブルをつけるもの	下肢障がい 体幹機能障がい	2級以上	3歳以上 18歳未満	33,100	5年				
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者及び難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの(設置にあたり住宅改修を伴うものを除く)	入浴に介助を必要とする者	下肢障がい 体幹機能障がい	3歳以上	90,000	8年	※介護優先 年度内に複数回の申請可(基準額内に限る)		
			入浴に介助を必要とする難病患者等						—	
	便器	障がい者及び難病患者等が容易に使用し得るもの(設置にあたり住宅改修を伴うものを除く)	下肢障がい 体幹機能障がい	2級以上	学齢児以上	12,000 手すり付き 22,000	8年	※介護優先		
頭部保護帽	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	A判定 1級	—	12,600	3年			
		下肢障がい 体幹機能障がい			—					
T字状・棒状のつえ	主体は軽金属等で、移動を円滑にし、障がい者が容易に使用し得るもの	下肢障がい 体幹機能障がい	—	—	4,400	3年	在宅以外も可			
移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	次のような性能を有する手すり、スロープ等であること (1)障がい者及び難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2)転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消の用具とする (設置にあたり住宅改修を伴うものを除く)	家庭内の移動等において介助を必要とする者	平衡機能障がい 下肢障がい 体幹機能障がい	—	3歳以上	60,000	8年	※介護優先 年度内で複数回の申請可(基準額内に限る)		
下肢が不自由な難病患者等			—	—						

特殊便器	容易に操作可能な押しボタン等にて温水温風を出し得るもの（設置にあたり住宅改修を伴うものを除く）	訓練を行っても自ら排便の処理が困難な者	上肢障がい 療育手帳	2級以上 A判定	学齢児以上	151,200	8年	
		上肢機能に障がいのある難病患者等		—				
		火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	身体障害者手帳 療育手帳	2級以上 A判定	—	15,500	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの	身体障害者手帳 療育手帳 難病患者等	2級以上 A判定	—	28,700	8年		
電磁調理器	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい 療育手帳	2級以上 A判定	18歳以上	41,000	6年		
歩行時間延長信号機用小型送信機	電波を利用して符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長することができるもの	視覚障がい	2級以上	学齢児以上	7,000	10年		
聴覚障がい者用屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障がい	2級以上	18歳以上	87,400	10年		
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を受けている者	じん臓機能障がい	3級以上	3歳以上	51,500	5年
	ネブライザー（吸入器）	障がい者及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能障がい	3級以上	—	36,000	5年	
	上記と同程度の身体障がい者		呼吸機能に障がいのある難病患者等					
	※呼吸器機能障害でない者は、申請書に用具が必要であるという医師の意見書を添付すること							
	電気たん吸引器	同上	同上	同上	同上	56,400	5年	
	吸引・吸入両用器	同上	同上	同上	同上	68,000	5年	
	医療機器用バッテリー（発電機を含む）	外出時や緊急時に医療用機器を正常に作動させる動力源となるもの	呼吸器機能障がい 音声機能障がい	3級以上 喉頭摘出者	—	100,000	5年	
	上記と同程度の身体障がい者で人工呼吸等に必要な機器を使用している者		※申請書に用具が必要であるという医師の意見書を添付すること					
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等		—	36,000	5年	
	※申請書に用具が必要であるという医師の意見書を添付すること							
酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者		18歳以上	17,000	10年		
視覚障がい者用体温計	検温結果を音声により伝える機能を有するもの	視覚障がい	2級以上	学齢児以上	9,000	5年		
視覚障がい者用体重計	計測結果を音声により伝える機能を有するもの	視覚障がい	2級以上	18歳以上	18,000	5年		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文字に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	発声、発語に著しい障がいを有する者	音声機能障がい 言語機能障がい 肢体不自由	学齢児以上	98,800	5年	

情報・通信支援 用具	情報機器を使用するにあたり、必要 となる周辺機器及びソフト	視覚障がい	2級以上	学齢児以上	100,000	5年	年度内で複 数回の申請 可（基準額 内に限る）
		上肢障がい					
点字ディスプレ イ	文字等の画面情報を点字等により示 すことができるもの	視覚障害及び聴覚障害の重 度重複障がい者	各2級以上	18歳以上	318,000	6年	
点字器	紙押さえのついた板に点穴のある定 規がついており、点筆で点字が打て るもの	視覚障がい	—	—	両面書真鍮板 製10,400	標準型 7年	在宅以外も 可
					両面書プラス チック製 6,600		
					片面書アルミ ニウム製 7,200	携帯用 5年	
					片面書プラス チック製 1,650		
点字タイプライ ター	点字の6点に対応したレバーを叩き 点字のみで印字する機能を有するもの	本人が就労又は就学してい るか若しくは就学が見込ま れる視覚障がい者	2級以上	—	63,100	5年	
視覚障がい者用 ポータブルレ コーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、DAISY方式により 記録された図書の再生が可能なもの	視覚障がい	2級以上	学齢児以上	録音再生機 85000 再生専用機 35000	6年	
視覚障がい者用 活字文書読み上 げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された 当該文字情報を暗号化した情報を読み 取り、音声信号に変換して出力する 機能を有するもの	視覚障がい	2級以上	学齢児以上	99,800	6年	
視覚障がい者用 拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷 物等）の上に置くことで、拡大され た画像（文字等）をモニターに映し 出せるもの	本装置により文字等を読むことが可能 となる視覚障がい者		学齢児以上	198,000	8年	
視覚障がい者用 時計	腕時計または懐中時計であって、文 字盤に点字等があり、文字盤及び針 に直接触れることができる構造を有 するもの	視覚障がい	2級以上	18歳以上	触読式 10,300 音声式 13,300	10年	
視覚障がい者用 音声ICタグレ コーダー	ICタグに登録した音声内容を専用機 により読み上げる機能を有するもの であって障がい者が容易に使用でき るもの	視覚障がい	2級以上	学齢児以上	39,900	6年	
聴覚障がい者用 通信装置	一般の電話に接続することができ、 音声の代わりに、文字等により通信 が可能な機器であり、障がい者が容 易に使用できるもの	コミュニ ケーション、緊急 連絡等の 手段とし て必要と 認められ る者	聴覚障がい 発声・発語に著しい障がい を有する者	学齢児以上	71,000	5年	
聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がい者用番組並びにテレビ番 組に字幕及び手話通訳の映像を合成 したものを画面に出力する機能を有 し、かつ災害時に聴覚障がい者向け 緊急信号を受信するもの	本装置によりテレビの視聴が可能にな る聴覚障がい者		—	88,900	6年	
人工喉頭	障がい者が容易に使用し得るもの 電動式の対象児は、教育上真に必要な ものであること	喉頭摘出者	—	—	笛式5,000 電動式 70,100	5年	在宅以外も 可
点字図書	点字により作成された図書 （月間や週刊等で発行される雑誌を 除く）	主に情報の入手を点字によっている視 覚障がい者		—	—	年間6 タイトル又は 24巻	

排泄管理支援用具	ストーマ装具	身体に固定し、便・尿をためておく機能を有するものであって、障がい者または介護者が容易に使用し得るもの ストーマ用品（皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着等のために使用する各種用品）を含む	ストーマ造設者	—	蓄便袋 8,858/月 蓄尿袋 11,639/月	—	在宅以外も可	
	紙おむつ等	紙おむつ、サラシ、ガーゼ等の衛生用品であって、障がい者または介護者が容易に使用し得るもの	高度の排便機能障がい者 高度の排尿機能障がい者 脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 ※申請書に紙おむつが必要であることを記載した医師の意見書を添付すること（初回のみ）	3歳以上	12000/月	—	在宅以外も可	
	収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	高度の排尿機能障がい者	—	男性用普通型 7,700 男性用簡易型 5,700 女性用普通型 8,500 女性用簡易型 5,900	1年	在宅以外も可	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	障がい者及び難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの (1) 手すりの取り付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器取替え (6) その他(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	下肢障がい 体幹機能障がい 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい者（移動機能障害に限る） 下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等 (特殊便器についてのみ)	3級以上 2級以上	—	200,000	—	複数回の申請可（基準額内に限る）